

＜産業廃棄物実態調査票の記入要領・記入例＞

**調査対象期間**

●この調査の対象期間は、令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の1年間です。  
この期間中の廃棄物の発生と処理・処分の状況を項目①～⑬までの流れに従って記入してください。

**調査対象とする事業所と廃**

●この調査では、調査対象の**事業場内で発生した廃棄物だけ**（ただし、建設業の場合は宮城県内で行った元請工事すべて）が記入の対象となります。  
●廃棄物がどのように分類されているかを示すために、「**廃棄物分類表**」がありますので参考にしてください。

**発生量について**

●発生した廃棄物の「名称」と「数量」の回答欄には、「**焼却**」、「**脱水**」等の処理を行う前の「**名称**」と「**数量**」をお答えください。  
○**自社で焼却**している場合、発生した廃棄物とは**焼却前のもの**です。（記入例Eを参考にしてください）  
木くず、紙くず、廃プラスチック等を焼却している場合の「③年間発生量」は、焼却前の量です。従って「①廃棄物の名称」の分類番号は、燃やす前の名称とその分類番号となります。なお、焼却後の灰の量が「⑤中間処理後量」となります。  
○**自社で脱水**している場合の発生した廃棄物とは**脱水前のもの**です。（記入例F・Gを参考にしてください）  
汚泥の発生量は、脱水、乾燥、メタン発酵等の中間処理を行う前の量であり、脱水機等に投入された1年間の量が「③年間発生量」となります。  
なお、脱水前の重量を把握していない場合は、下記の式より計算してください。  
＜式＞：（脱水前の汚泥発生量）＝（脱水後の汚泥量）×（100％－脱水後の含水率％）÷（100％－脱水前の含水率％）  
●ただし、以下のものについては、中間処理後のものを発生量としてお答えください。  
○廃酸、廃アルカリを公共水域（河川、公共下水道等）へ放流するために中和処理した場合。 → 中和処理後の「汚泥」を発生量とします。  
○含油廃水を油水分離した場合。 → 油水分離後の「廃油」と「油いでい」等を個別に（それぞれ1行ずつを）発生量とします。

**記入について**

●同じ種類の廃棄物でも中間処理方法や処分方法、委託処理先等が異なる場合は、①の欄から行を分けて記入してください。  
●廃棄物量を重さ(トン<t>)以外の単位で把握している場合は、トンに換算して記入してください。また、個数や本数の場合も1個当たりの重量等より換算してください。  
●処理業者へ処理・処分を委託している場合は、マニフェスト伝票を参考に記入してください。不明な点は、具体的な内容を処理業者に確認したうえで記入してください。

- ④中間処理方法コード表
- A1：焼却（熱回収なし）
  - A2：焼却（熱回収あり）
  - B：脱水
  - C：天日乾燥
  - D：機械乾燥
  - E：油水分離
  - F：中和
  - G：破砕
  - H：分級
  - I：圧縮
  - J：溶解
  - K：切断
  - L1：セメント焼成（熱回収なし）
  - L1：セメント焼成（熱回収あり）
  - M：堆肥化
  - N：銀回収
  - O：コンクリート固型化
  - P：メタン発酵
  - Q：造粒固型化
  - R：固化
  - S：混合
  - V：濃縮
  - W：油化
  - X：選別
  - Y：固形燃料化
  - Z：その他
  - 1：蒸留
  - 2：混練
  - 3：分離
  - 7：減容
  - 8：圧縮固型化
  - 9：剥離

- ⑥処理・処分方法コード表
- ＜自己処理＞  
Q1：自社の処分場で埋立処分した。  
V1：自社で再利用した。  
V2：自社現場内で利用した。  
W1：売却（利益があった）した。  
Z1：自社で保管している。
- ＜産業廃棄物処理業者等へ委託処理＞  
S1：処理業者の処分場で直接埋立処理した。  
T1：処理業者で直接海洋投入した。  
U1：処理業者に中間処理（資源化・リサイクルを含む）を委託した  
X1：廃品回収（資源）業者、あるいは納入業者、関連企業等で再生処理をした。
- ＜市町村へ委託処理＞  
R1：市町村、一部事務組合等が設置する一般廃棄物処分場で埋立した。  
R5：市町村の清掃工場で処理（焼却、破砕、脱水等）した。  
（ごみ収集を含む）  
R6：市町村の清掃工場でリサイクルした。
- ＜その他＞  
Z9：その他

- ⑪委託中間処分方法コード表
- A：焼却
  - B：脱水
  - C：天日乾燥
  - D：機械乾燥
  - E：油水分離
  - F：中和
  - G：破砕
  - H：分級
  - I：圧縮
  - J：溶解
  - K：切断
  - L：セメント焼成
  - M：堆肥化
  - N：銀回収
  - O：コンクリート固型化
  - P：メタン発酵
  - Q：造粒固型化
  - R：固化
  - S：混合
  - T：金属（鉄）回収
  - U：非鉄金属回収
  - V：濃縮
  - W：油化
  - X：選別
  - Y：固形燃料化
  - Z：その他
  - 1：蒸留
  - 2：混練
  - 3：分離
  - 7：減容
  - 8：圧縮固型化
  - 9：剥離

- ⑬資源化用途コード表
- 10：鉄鋼原料
  - 20：非鉄金属等原材料
  - 30：燃料
  - 31：木炭
  - 32：固形燃料
  - 33：液体燃料
  - 34：発電
  - 41：飼料
  - 42：肥料
  - 43：土壌改良材
  - 44：法面緑化材
  - 50：土木・建築資材
  - 51：再生材料・合板
  - 52：再生砕石
  - 53：再生路盤材
  - 54：再生骨材
  - 55：埋め戻し材
  - 56：再生アスファルト合材
  - 60：パルプ・紙原材料
  - 70：ガラス原材料
  - 80：プラスチック原材料
  - 81：再生クワイヤ
  - 90：セメント原材料
  - 91：再生油・再生溶剤
  - 92：中和剤
  - 93：高炉還元
  - 98：その他

調査票の記入例

①産廃・特管の別について、該当するものをリストから選択してください。  
1. 産業廃棄物  
2. 特別管理産業廃棄物

①「廃棄物分類表」を参考に、大分類、中分類をリストから選択してください。  
小分類は、具体的な名称を入力してください。

②建設業のみ、該当するものをリストから選択してください。  
1. 仙台市一円  
2. 宮城県（仙台市を除く）一円

単位は「t」で入力してください。  
1kg未満の場合は、「0.001」と記入してください。

⑤微量又は液状廃棄物を焼却し、焼却灰が1kg未満の場合は、「0.001」と記入してください。

⑥廃棄物を委託している場合で、委託後の具体的な処理・処分を把握していない場合は、委託先へ確認して該当する方法をリストから選択してください。

⑧優良認定について、該当するものをリストから選択してください。  
処理業者が優良認定業者である：1あり  
優良認定業者ではない：0なし

⑨熱回収について、該当するものをリストから選択してください。  
熱回収認定業者である：1あり（認定あり）  
熱回収を行う業者である：2あり（認定なし）  
熱回収を行わない：0なし

⑫処理後の処分方法について、該当するものをリストから選択してください。  
1. 再生利用・リサイクルしている  
2. 埋立処分している  
3. 海洋投入している

⑬主な用途を上位2つまでリストから選択し

産廃・特管	①廃棄物の名称（小分類以外は必須）			②排出場所（建設業のみ入力）	③年間発生量	単位	④中間処理の方法（自社）			⑤中間処理後量	単位	⑥処理処分の方法	⑦処分先名称	⑧優良認定	⑨熱回収	⑩処分先都道府県宮城県内は市町村	⑪委託中間処分方法			⑫処理後の処分方法	⑬資源化用途	
	大分類	中分類	小分類				一次	二次	三次								一次	二次	三次		第1位	第2位
1	1 産廃	07 紙くず	01 紙くず	紙くず	0.600	t					t	X1：廃品回収（資源）業者、あるいは納入業者、関連会社等で再生処理した。	○×商店	0なし	0なし	22 利府町				1 再生利用・リサイクルしている	60：パルプ・紙原材料	
2	1 産廃	13 金属くず	10 鉄くず	鉄板くず	150.000	t					t	W1：売却（利益があった）した。	株式会社□□	0なし	0なし	01 白石市				1 再生利用・リサイクルしている	10：鉄鋼原料	
3	1 産廃	03 廃油	11 鉱物油	機械油	1.080	t					t	U1：処理業者に中間処理（資源化・リサイクルを含む）を委託した。	××商店	0なし	0なし	45 山形県	E：油水分離			1 再生利用・リサイクルしている	30：燃料	
4	1 産廃	06 廃プラスチック類	14 プラスチック製品くず	プラスチック製品くず	0.750	t					t	U1：処理業者に中間処理（資源化・リサイクルを含む）を委託した。	株式会社××	1あり	2あり（認定なし）	07 柴田町	A：焼却			2 埋立処分している		
5	1 産廃	08 木くず	01 木くず	木くず	10.000	t				0.500	t	Q1：自社の処分場で埋立処分した。	自社	0なし	0なし	19 多賀城市						
6	1 産廃	02 汚泥	21 無機性汚泥	排水処理汚泥	50.000	t				10.000	t	S1：処理業者の処分場で直接埋立処理した。	○株式会社	0なし	0なし	44 秋田県						
7	2 特管	38 特定有害 汚泥	29 特定有害無機性汚泥	特定有害汚泥	10.000	t					t	U1：処理業者に中間処理（資源化・リサイクルを含む）を委託した。	△△産業	1あり	0なし	27 美里町	F：中和	Z：その他		2 埋立処分している		
8	1 産廃	02 汚泥	21 無機性汚泥	排水処理汚泥	100.000	t				25.000	t	S1：処理業者の処分場で直接埋立処理した。	有限会社○○	0なし	0なし	35 仙台市						

⑩宮城県内は市町村、県外は都道府県名を選択してください。

<p>記入例：No.1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>製本の際に発生した<b>紙くず</b>が年間に<b>600kg</b>程度発生する。</li> <li>これは<b>利府町</b>にある<b>資源業者の○×商店</b>に<b>無償</b>で渡している。</li> </ul>	<p>記入例：No.2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鉄板の加工の際に鉄板くずが年間<b>150t</b>発生した。</li> <li>これは、白石市にある<b>㈱□□</b>に売却した。</li> <li>相手先では<b>鉄鋼材料</b>として利用している。</li> </ul>	<p>記入例：No.3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>月平均で一斗缶<b>5本</b>ぐらいの<b>機械油</b>が発生した。</li> <li>重量換算すると年間に<b>1,080kg</b>である。（18kg×5本×12ヶ月）</li> <li>これは、<b>山形県</b>の再生業者<b>××商店</b>に処理を有料で依頼した。</li> <li>相手先では、<b>油水分離後燃料</b>として再利用している。</li> </ul>	<p>記入例：No.4</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>プラスチック製品くずが年間で<b>750kg</b>発生した。</li> <li>これは<b>柴田町の㈱××</b>に処理を委託した。</li> <li>委託先では、<b>焼却処理</b>し、県内の最終処分場で埋立処分している。</li> </ul>	<p>記入例：No.5</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木くずが年間で<b>10t</b>発生した。</li> <li>自社の<b>焼却炉</b>で全て焼却した。</li> <li>焼却灰は、<b>500kg</b>程度で自社の処分場（多賀城市）で埋立処分した。</li> </ul>	<p>記入例：No.6</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>排水処理汚泥が発生した。</li> <li>自社の施設で<b>脱水→乾燥</b>を行い、脱水後の残さが<b>10t</b>（含水率<b>85%</b>）であった。</li> <li>脱水前の量は、計算していないので正確ではないが、脱水前の含水率が<b>97%</b>であるため、 計算すると、<b>50t</b>程度となる。 (10t×(100-85)÷(100-97)=50t)</li> <li>処理後の汚泥は、<b>△△㈱</b>に運搬を委託し、<b>秋田県</b>に処分場を保有する<b>○○㈱</b>で直接</li> </ul>	<p>記入例：No.7・8</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定有害汚泥と排水処理汚泥が<b>110t</b>発生した。</li> <li>特定有害汚泥は年間で<b>10t</b>発生し、自社での中間処理は行わず、<b>美里町</b>に処理施設を保有する<b>△△産業</b>に<b>中間処理を委託</b>した。</li> <li>業者では、<b>中和及び無害化処理した後、埋め立て処分</b>している。</li> <li>また、<b>排水処理汚泥</b>は、濃縮後の<b>100t</b>を<b>自社の施設</b>で<b>脱水</b>し、<b>処理後の残さ25t</b>は<b>仙台市の</b><b>㈱○○</b>で<b>埋立処分</b>した。</li> </ul>
---	---	---	--	---	--	---